

松福高第 155 号
令和 3 年 6 月 9 日

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
管理者 各位

松本市長 臥雲 義尚
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染予防に伴う居宅介護・介護予防支援の対応について（通知）

日頃より本市介護保険行政にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

令和 2 年 4 月 13 日付松福高第 37 号で通知した標記の件について、下記のとおり対応内容を変更及び追加します。

記

1 対応

(1) 利用者との面接によるモニタリングについて

原則として利用者の居宅において実施してください。ただし、利用者等と協議を行い、同意を得たうえで、指定居宅介護支援事業所、又は、指定介護予防支援事業所の判断で新型コロナウイルスの感染拡大防止を特段の事情として取り扱い、訪問を行わず電話等による実施を可能とします。なお、居宅訪問による面接を行わない場合においても、関連各所との連携を図ったうえで十分なモニタリングを実施し、記録を残してください。

(2) サービス担当者会議の開催について

利用者等と協議を行い、同意を得たうえで、指定居宅介護支援事業所、又は、指定介護予防支援事業所の判断で新型コロナウイルスの感染拡大防止をやむを得ない理由として取り扱い、開催日程調整等を行わず文書によりサービス担当者へ照会することを可能とします。

※ 利用者等

介護サービスを受けている本人、又は、家族など本人の意思決定に係る者

2 適用期間

適用期間は、令和 3 年 6 月 9 日から当面の間とします。

適用期間の終了については、感染の動向により通知します。

3 特記事項

なお、本通知の発出に伴い、令和 2 年 4 月 13 日付松福高第 37 号通知については令和 3 年 6 月 9 日をもって廃止します。

松本市健康福祉部高齢福祉課
介護給付担当

課長 神田 浩

課長補佐 大月 明美

担当 小林 郁満

電話：0263-34-3213（直通）

FAX：0263-34-3016

kaigo@city.matsumoto.lg.jp